

委託業務特記仕様書（令和6年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超える500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（受発注者共同による品質確保）

- 第5条** 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

（Wi-Fiクリースタンス）

- 第6条** 本業務は、Wi-Fiクリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

（1） ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）

- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
 - (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(We b会議【発注者指定型】)

第7条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「We b会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「We b会議実施要領」を適用する。

- 2 We b会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

We b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(We b検査【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「We b検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「We b会議実施要領」を適用する。

- 2 We b検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

We b会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

(業務箇所への遠隔臨場【発注者指定型】)

第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

第10条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouu/>

(CIM活用業務【受注者希望型】)

第11条 本業務は、CIM（Construction Information Modeling, Management）を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。

- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

CIM活用業務試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/>

(重点調査)

- 第12条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
- 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
- 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
- 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

(本業務の特記仕様事項)

- 第13条** 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

樋門耐震性能照査設計業務 特記仕様書

第1条 目的

本業務は「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき、佐古川樋門におけるレベル1地震動及びレベル2地震動に対する耐震性能照査を行うものである。

【諸元】施設の形式・材質：鋼製ローラーゲート（電動）

施設の形状寸法：幅 2.3m × 高さ 2.9m 4連

第2条 業務内容

1. 設計計画

本業務の目的、主旨を十分に把握した上で、業務の内容や工程等の検討を行い、業務計画書を作成する。

2. 現地踏査・資料収集整理

照査対象となる樋門の状況を把握するため、貸与資料、収集資料を基に現地踏査を行い、現況樋門の状況、周辺の状況、地形、地質、近接構造物及び土地利用状況を把握し整理する。

また、本業務で収集整理した資料について、施設諸元としてとりまとめる。

3. 既設樋門調査

復元設計及び耐震性能照査に必要な樋門各部の形状寸法や配筋状況を確認するための調査を実施する。なお、調査数量及び調査用足場については、現地踏査・資料収集整理の結果を基に調査計画を立案し、数量の増減が生じる場合には監督員と協議を行うものとする。

(1) 樋門形状計測

樋門各部の主要な基本形状及び寸法を得るために形状計測を実施する。

(2) 樋門配筋等調査

コンクリート表面から電磁波レーダにて配筋探査を行い、内部の鉄筋位置を把握して鉄筋調査位置の確定や鉄筋のかぶり、配筋ピッチを調べる。

配筋探査の結果を基に、鉄筋調査による既設構造物への影響を加味した上で、適切な調査位置・範囲において鉄筋かぶり、径、間隔、劣化の程度を目視確認する。

なお、コンクリート及び鉄筋に劣化が確認され、その劣化原因を特定する必要がある場合においては、監督員と協議の上、変更対象とする。

4. 復元設計

現地踏査・資料収集整理及び既設樋門調査から得られた情報を用いて、建設当時の基準や設計手法に基づいて復元設計を実施する。

5. 樋門一般図作成

既設樋門調査の結果として、樋門一般図の作成を行う。

6. 耐震性能照査

「河川構造物の耐震性能照査指針・解説」に基づき対象樋門の耐震性能照査を実施する。

本業務における照査対象は、本体工及びゲート工を想定している。

(1) 照査条件の整理

現地踏査・資料収集整理及び既設樋門調査により把握した情報を基に、耐震性能照査に用いる水流方向及び水流直角方向の部材断面設定を行う。また、上載荷重として考慮する機械設備荷重の整理を行う。

耐震性能照査に関する基本事項を整理し、解析手法等の基本事項を設定する。

耐震性能の照査方法は静的照査法で実施することとし、耐震性能においてはレベル1 地震動照査で耐震性能I、レベル2 地震動照査で耐震性能IIを基本として検討する。

なお、地震時に1次振動モードが卓越しない場合や塑性化の生じる部位が明確でない場合は静的照査法の適用が困難となるため、動的照査法を用いて耐震性能照査を行う必要がある。動的照査法が必要となった場合は別途見積りによるものとする。

(2) レベル1 地震動に対する照査

本体工及びゲート工に生じる応力度が許容応力度以下であることを照査する。

(3) レベル2 地震動に対する照査

本体工の地震時保有水平耐力が本体工に作用する慣性力を下回らないとともに、本体工の残留変位がゲート工の開閉性から決定される許容残留変位以下であることを照査する。

7. 照査・報告書作成

「詳細設計照査要領（徳島県県土整備部）」に準じて、照査技術者による照査を行う。

また、本業務における検討内容を整理し、報告書を作成する。

第3条 打合せ協議

本業務の打合せ協議は原則として、次の時点で実施する。

ただし、必要に応じて電話等により発注者の意図が反映できるよう配慮するものとする。

(a) 業務着手時

(b) 中間打合せ（2回）

(c) 成果品納入時

第4条 成果品

本業務の成果品として、次の報告書等を作成するものとする。

- ・報告書（A4版印刷物）……………1部
- ・報告書概要版（A4版印刷物）……………1部
- ・電子データ（上記一式、CD-R等の電子媒体）………2部（正1部、副1部）

ただし、報告書の説明等に必要な場合に概要版等をA3版で納めることを妨げない。

様式第1号

重点調査回答書

| | |
|--------|---------|
| 委託業務名 | |
| 委託業務箇所 | |
| 落札価格 | 千円(税込み) |
| 受注者名 | |
| 回答者名 | 印 |

回

答

| | |
|---|-------|
| 1 入札価格の積算根拠 | |
| (1) 業務委託積算内訳書 | (別紙可) |
| ・作業人工数と技術者単価（技術者数及びその拘束日数等） ・一般管理費の内訳（事務用品費、通信交通費、福利厚生費、雑費等） ・技術経費の内訳（技術者の技術力保持等のために必要な経費） ・外注経費の内訳（具体的な見積書等） ・使用機材の内訳 ・その他の内訳 | |
| (2) 低価格の理由・根拠 | |
| (3) 利益見通し | |

2 業務計画の内容

(1) 管理技術者

- ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
- ・管理技術者の手持ち業務数

(2) 照査技術者（設計業務の場合）

- ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可)
- ・照査技術者の手持ち業務数

・

(3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式）

- ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント
- ・概略の業務工程（個別業務の必要日数、技術者の配置日数等）
- ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等）
- ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図）
- ・想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）
- ・業務に使用する主な図書及び基準等

(4) 再委託等

- ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可)
- ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可)

(5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等

- ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)

3 業務受注状況等

(1) 現在の受注状況

- ・県発注業務の受注件数 (別紙可)

- ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可)

(2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可)

(3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代表者名

印

別記様式

業務計画書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法、工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

- ・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容、業務の細目を明確にする。

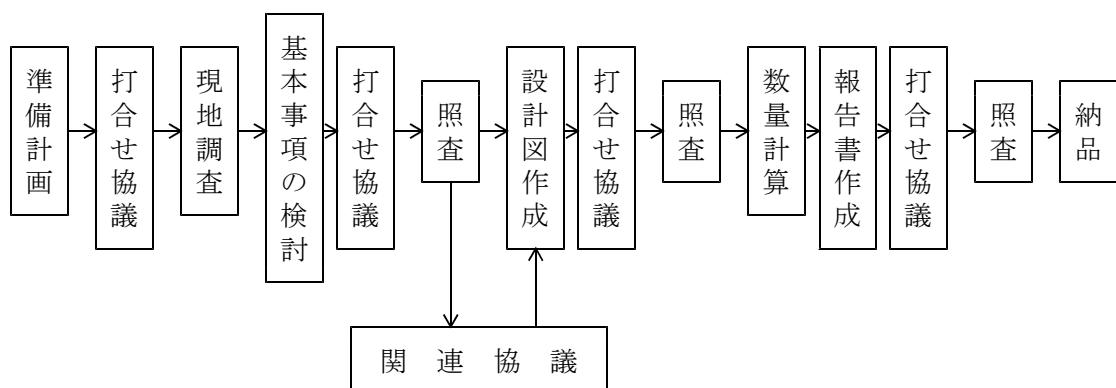
<記載例>

| 工種 | 種別 | 細別 | 規格 | 単位 | 数量 | 摘要 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点、制約条件等

- 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項、検討内容等

- 必要となる検討事項、検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数、技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

| 工程 工種 | ○○月 10 20 | | ○○月 10 20 | | 技術者計 | |
|----------|--------------|----|--------------|----|------|----|
| | | | | | | |
| 準備・計画 | | | | | | |
| 現地調査 | | | | | | |
| ○○概略検討 | | | | | | |
| 路線選定 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 照査 | | | | | | |
| 打合せ協議 | | | | | | |
| 関連協議 | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 管理技術者 | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ |
| 照査技術者 | | | ○○ | ○○ | | ○○ |
| 技師A | ○○ | | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ |
| 技師B | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ |
| 技師C | | ○○ | | ○○ | | ○○ |
| 計 | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ | ○○ |

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

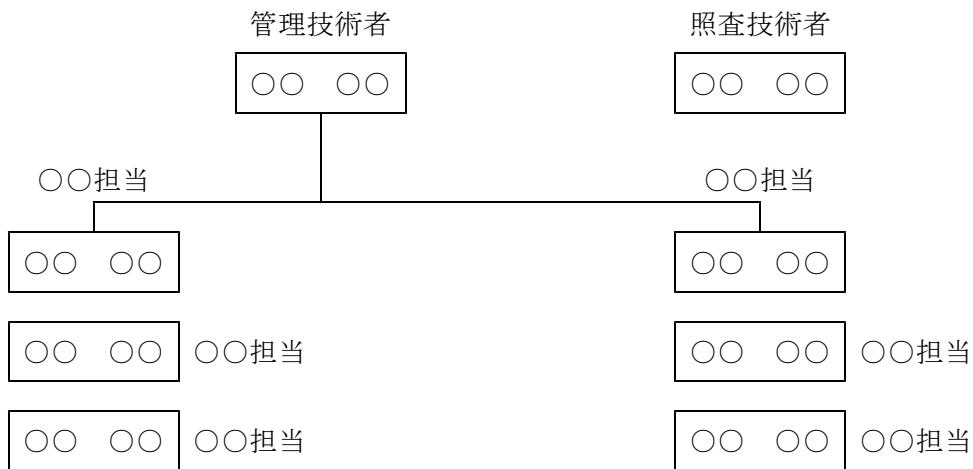
- 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする。

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図)

- 管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

<記載例>



5. 想定される成果品（図面の種類、報告書の内容等）

- 仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- 当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。